

単位老人クラブ

活動事業補助金の手引き

(令和元年度実績及び令和2年度申請)

久留米市健康福祉部長寿支援課
令和2年2月

単位老人クラブ活動事業補助金について

単位老人クラブの皆様へ

老人クラブとは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。

その活動の目的は、①仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、②知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み ③明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることとされています。

老人クラブの活動は、介護保険制度の導入に伴い、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点から、その活動及び役割が今後ますます期待されているところです。

久留米市では、地域を支える大切な構成員である「単位老人クラブ」の活動に対し、活動に必要な経費の一部について補助を行っています。

その補助金が「単位老人クラブ活動事業補助金」です。

「単位老人クラブ活動事業補助金」とは、老人クラブが活動を行うものの内、次の活動に対して資金面で支援することを目的としています。

「社会奉仕活動」、「教養向上活動」、「健康増進活動」

…以上3つの活動です。

つまり、この3つの活動に使う費用の一部が「補助金の使いみち」として認められているものです。

令和2年度の補助基準額（限度額）

単位クラブ会員数	補助基準額	
10人以上～23名以下	30,000円	R元年度より 新設
24名以上～34名以下	35,000円	
35名以上～49名以下	40,000円	R元年度より 増額
50名以上～64名以下	50,000円	
65名以上～79名以下	60,000円	
80名以上～94名以下	75,000円	R元年度より 新設
95名以上～114名以下	90,000円	
115名以上～139名以下	100,000円	
140名以上～169名以下	115,000円	
170名以上	120,000円	

この資料は、補助金の使いみちとして認められている経費の代表的なものや補助の対象にならない（補助金の使いみちとして適切でない）経費の代表的なものをお示ししています。ご覧いただき、今後の老人クラブ活動における補助金活用の指針として下さい。また、会計のご担当さまの資料としてもご活用頂きますようお願い申し上げます。

1. 社会奉仕活動

↳ 地域を豊かにする社会活動... 清掃奉仕、地域交流事業など

<<清掃奉仕の対象となるもの>>

- ・ 清掃用具などの購入費（例：ほうき、軍手、タオル）
- ・ お茶（水分補給のため）
- ・ 参加者の傷害保険料



<<地域交流事業の対象となるもの>>

- ・ 記念品代（参加する子どもたちなどへの配布）
- ・ 消耗品の購入費（伝承遊びや見守り活動などを行うために必要な材料代など）
- ・ 単身高齢者の訪問等に使うはがき（年賀状）代



注意！ 次のものは補助の対象外です。

- ・ 老人クラブが主催の場合の会員への記念品代
- ・ 募金活動（募金、活動従事の謝金）

2. 教養向上活動

↳ 生活を豊かにする活動... 講演会、研修会、研修旅行

【講演会・研修会を開催するとき】

- ・ 講師謝礼
- ・ 講師旅費
- ・ 資料等の購入費（材料代、用紙代、お茶代）
- ・ 写真の現像料
- ・ チラシ印刷代
- ・ 通信費（講師や参加者との事務連絡）



【講演会・研修会に参加するとき】

- ・ 参加旅費（※市老連理事会への参加旅費を除く）

【研修旅行に行くとき】

- ・ 交通費（バス借上げ料など）
- ・ 傷害保険料



注意! 以下のものは対象となりません。

- ・ お弁当代
- ・ 宿泊費

●研修旅行●

史跡見学、美術館・博物館などの文化施設の見学、

工場見学、他地域の老人クラブとの交流などを含んだ旅行を指します。

対象となるのは旅費・施設の入館料などです。

宿泊費は補助対象ではありません。

※親睦や慰安、観光を目的とした旅行は研修旅行ではありません!

【その他】

支出できるもの

- ・ 書籍、DVD 購入（教養向上を目的としたもの）



3. 健康増進活動

↳ 生活を豊かにする活動... **スポーツ大会、健康事業など**

【スポーツ大会や健康事業を開催したとき】

- ・ 審判員・講師等への謝礼
- ・ 消耗品の購入費（例：ゼッケン、旗、ボールなど）
- ・ 印刷・製本料（大会プログラム作成用）
- ・ 委託料（会場設営等）
- ・ 参加者への傷害保険料
- ・ お茶代（水分補給のため）

【スポーツ大会・健康事業に参加するとき】

- ・ 旅費

【その他】

スポーツ用具の購入（練習用など）は補助金の対象です。

※個人所有は除きます。



4. 【注意！】対象外となる経費

考え方 老人クラブの運営や会員の謝礼などに関する経費は補助の対象外です。



【総会の開催時】

- ・ 文具（会計用帳簿など）
- ・ 消耗品
- ・ 印刷・製本費
- ・ 通信費
- ・ 決算監査の謝礼
- ・ 活動時の食糧費（お弁当やお酒代など）



【負担金】

- ・ 校区老連への負担金
- ・ 市老連への負担金

【その他】

- ・ 飲食代（お弁当、お酒など）



老人クラブの魅力づくりは、明るい長寿社会づくりの一歩です



補助金使える？使えない？



STEP 1

どのような活動・経費に補助金を使うことができるのか、2つの表で確認しましょう！

活 動 例		補助金 充当
社 会 奉 仕 活 動	公園清掃、環境美化	○
	友愛活動、児童見守り 	○
	防犯・防災パトロール	○
	地域交流事業	○
	世代間交流	○
教 養 向 上 活 動	講演会	○
	研修会	○
	研修旅行	○
	各種クラブ活動	○
	料理教室	○
健 康 増 進 活 動	各種スポーツ	○
	ウォーキング・ラジオ体操	○
	介護予防に関する各種教室・講座	○
	介護予防運動	○
そ の 他	総会	×
	役員会	×
	負担金	×



STEP 2



使える経費 使えない経費



経費	補助金	備考
交通費	○	
謝礼	○	
道具の購入	○	個人で使用するものを除く
保険料	○	
記念品代	○	会員以外に配布するものに限る
印刷費	○	
通信費	○	
材料費	○	
賃借料	○	
食糧費（飲物・茶菓子のみ）	○	1回の活動につき、1人500円 （税込）まで 
教材購入	○	
弁当・アルコール・軽食	×	
会員への記念品・景品	×	
宿泊費	×	
負担金	×	
商品券・金券	×	



経 費	補助金	備 考
慶弔費	×	
役員手当	×	
積み立て・予備費	×	
使途不明金	×	
総会・運営等に関する経費（消耗品・印刷費含む）	×	



STEP1 とSTEP2で両方“○”だった活動・経費は補助金を使うことができます。どちらか一方が“×”だった場合には、その活動・経費に補助金を使うことはできません。

※備考欄もよく確認してください。

※表に記載がない活動・経費については、長寿支援課までお問合せください。